

第43回 芝樋ノ爪及び芝4・5丁目地区まちづくり協議会 議事要旨

(1) 日時

令和7年12月17日(水) 午後2時～3時15分

(2) 場所

芝公民館 講座室

(3) 出席者(会員数15名)

- ・ 会 員 : 8名(欠席者7名)
- ・ 事務局 : 川口市 市街地整備室4名、建築安全課3名
株本州1名
株首都圏総合計画研究所2名

(4) 議事次第

- 1) 開会
- 2) 川口市からの情報提供
 - (1) 主要区画道路6号、7号の進捗状況について
 - (2) 主要区画道路6号の整備予定について
 - (3) 住宅市街地総合整備事業の延伸について
- 3) その他
- 4) 閉会

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 会則、会員名簿
- ・ 資料1 : 川口市からの情報提供
- ・ 参考資料 : 狭あい道路に関するアンケート調査、及び調査結果に関するリーフレット



▲説明および意見交換の様子



▲説明および意見交換の様子

(5) 議事概要 (○：協議会会員の発言、→：事務局の発言)

1) 開会

川口市より、開会の挨拶。

会則の規定に基づき、会長・副会長が任命された。

2) 川口市からの情報提供

事務局より「資料1：川口市からの情報提供」について説明。

各報告事項について、以下のとおり意見交換を行った。

【(1) 主要区画道路6号、7号の進捗状況について】

○：主要区画道路の整備は順調に進んでいるのか。事業完了はいつを予定しているのか。

→：市の人員や予算の都合等により、拡幅整備のペースが落ちてきていることは認識している。事業の完了時期については、地権者の事情等もあるので、いつまでとは回答することは難しい。

○：公園整備は、当地区内の各町会に1つずつ整備すると認識しているが、整備予定はいつ頃か。

→：公園整備に関しての説明記録の確認を続けているが、公園用地の確保にはご協力いただける地権者からの申し出が必要なことや、仮に申し出があったとしても、その土地の規模や形状、市の予算の事情等で取得できない場合もある。そのため、1町会に1つずつ公園を整備することは現実的には難しいと認識している。

○：主要区画道路6号、7号は、芝樋ノ爪小学校への避難経路としての位置づけもあると認識している。よって、6号樋ノ爪小径の区間が拡幅整備された今も一方通行のままであるが、緊急時においては緊急車両以外も逆走ができると良い。

→：当該区間の交通規制のみを見直しても、南北方向に交差する芝本町通りが北から南方向への一方通行のため、あまり効果がないと思う。また震災時は、徒歩で避難することを原則としているので、避難経路に関しては歩行者の通行を前提としている。なお、仮に震度6以上の地震があった場合においても、緊急車両以外の車が一方通行の道路を逆走可とすることは一般的に難しいと考える。

○：一方通行を相互通行に見直すことはできないのか。

→：2年前の当協議会にて同様の議論を行い、当時は一方通行のままとすることを結論として整理された。相互通行にすることで、芝本町通りの交通量がより増えるため、地区全体を踏まえると望ましくないという意見が当時出されている。これらの結論や意見を基に、現在、主要区画道路7号の交通規制について警察協議を進めているところである。

○：主要区画道路7号が一方通行の場合は、歩道は整備されるのか。

→：歩道ではなく、幅員2mの路側帯を整備予定である。

○：主要区画道路6号の樋ノ爪小径の前面道路は、8mに拡幅されたことで、交通量が増えていると思う。7号も相互通行としてほしい。

→：重複した説明になるが、現在は、2年前の本協議会の意向も踏まえ警察協議を進めている。なお、将来、改めて交通規制の見直しを議論する可能性はなくはないだろう。

○：主要区画道路7号（芝銀座通り側）から芝中央通りへ右折する際に、カーブミラーが設置されていると車のドライバーとしては安心できる。

→：カーブミラーの設置に関しては、設置基準を設けている。当該道路は、隅切り長が5mあるた

め、カーブミラーの設置ができない。

○：信号機の設置など、何かしらの対策を検討頂きたい。

→：ご意見の主旨は理解できる。新たな対策等があれば、改めてご報告する。なお、市の道路を維持管理する部署の意向もあるため、本日のご意見は伝えておく。

○：2年前の本協議会での結論や意見を踏まえているとのことであるが、2年前と現在で事情が変わっている場合は、再検討をして頂きたい。なお、2年前の協議会にて、主要区画道路7号の当該区間は、一方通行のままとすることが決まったことは当方も覚えている。

○：主要区画道路6号の戸田用水以西は、いつごろ完成するのか。

→：地権者のご協力も必要となるため、未定である。

【(2)主要区画道路6号の整備予定について】

○：歩行者自転車専用道路の解除に関しては、反対意見がなかったとのことであるが、調査対象となった17名は、6号のどの区間の方々となるのか。

→：資料 p2 の黄色で示した区間に面している敷地の地権者、かつ日常的な出入りが6号となっている方である。

○：歩行者自転車専用道路の解除は、一部区間のみとのことであるが、将来的にはどのようなのか。

→：6号の東側区間は、用地買収が終わっていない。また、未整備区間が長いため、歩行者自転車専用道路の解除に関するヒアリング調査は、まだ実施していない。

○：6号の東側区間の整備予定時期は、未定という理解で良いか。

→：そのとおりである。参考までに、警察の意見としては、歩行者自転車専用道路の解除は、最短でも1街区ごとに行うべきとのことであった。

【(3)住宅市街地総合整備事業の延伸について】

※特になし

3) その他

事務局より、「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解除について、狭あい道路の拡幅整備の推進について、今後の予定について説明。

その他の事項について、以下のとおり意見交換を行った。

【「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解除について】

※特になし

【狭あい道路の拡幅整備の推進について】

○：狭あい道路に関するアンケート調査では、「道路中心線から2m後退することができない」という回答はあったか。

→：上記のような回答はなかった。建替え等で建築確認の際には、建築基準法の接道要件を満足させるために、中心2m後退は必要であり、また、適法であるか検査機関で確認される事項のひとつである。なお、狭あい道路の後退用地を寄附することが難しいという回答が見受けられた。ま

た、無償で寄附することに納得できないという回答もあった。

○：寄附がされないとどのようなことになるのか。

→：後退用地を土地所有者自らが整備し維持管理することになる。例えば土地所有者が舗装した部分にへこみ・ひび割れが生じたら自分の責任で整備しなおすことになる。

○：所有権者が沿道の土地所有者となるため、土地所有者自らが維持管理をすることになるという理解で良いか。

→：そのとおりである。

○：土地所有者自らが維持管理する場合も、道として扱われるのか。

→：そのとおりである。道路として通行できるよう支障物などはおけない。

○：当地区は、狭あいな道路が多い。道路中心線から2m後退すると、かなりの面積が減る敷地もある。後退用地に既に建物が建っている場合は、どのようなになるのか。

→：建築基準法で規定されているので、建替え時の建築確認において建物敷地が減少しても、道路中心線から2mの後退が必要となる。建築安全課では、建築確認前に後退した細長い後退用地の寄附を所有者にお願いしている。

○：後退用地に既に建物が建っている場合について教えてほしい。

→：建替え時に後退頂ければ良い。建替えの際の建築確認で建築基準法の接道要件を満足させているか検査機関で確認され、満たされていれば建替えはできる。

○：各建物の建替え時に狭あい道路が解消されるとのことであるが、各建物の建替え時期は予測がつかない。

○：建築する際には、建築確認申請が必要なため、2項後退については行政側で確認するようだ。

○：狭あい道路は、拡張してほしい。狭い道は暗いため痴漢が出る。

○：配布資料には、狭あい道路として「法第43条第2項第二号として扱う道」との表記があるが、どのようなことを意味しているのか。

→：建築基準法上の取扱いを表記している。「法第43条第2項第二号として扱う道」とは、建築基準法で定めている道路ではない道を指す。2項道路は、建替え時に道路中心線から2mの後退が建築基準法で規定されている。一方で、「法第43条第2項第二号として扱う道」は、2項道路と判定されなかった道のため、この道だけに接している敷地は、原則建替えが不可となる。建築物は、建築基準法上の道路に接する敷地で建てられることになっている。そこで、「法第43条第2項第二号として扱う道」では、建替えができるよう、市に申請を行い許可基準に適合し建築審査会で承認されれば、特別に建替えを許可するようにしている。なお、この道の場合も中心線から2m後退することを義務付けている。「2項道路」でも「法第43条第2項第二号として扱う道」であっても幅員4mを目指すことに変わりはない。

○：上記と「緑道」では何が違うのか。

→：「緑道」は、水路と同様、法第43条第2項第二号として扱うこともできないため、一般的には原則建替えは不可となる。

○：上記水路のみに接する敷地数は、どれぐらいになるのか。

→：正確な数値は、調査をしてみないとわからない。

○：配布資料の青色線が水路を指しているのか。

→：水路ではなく、2項道路となる。

○：老朽住宅は、今にも倒壊しそうである。また、タバコのポイ捨てによって火事にもなりそうだ。

老朽住宅の建替え促進については、対策を考えてほしい。

- ：無接道敷地に建っている建物の解体費用は、助成をしている。当地区は、準防火地域のため、建て替えると燃えにくい建物となる。無接道敷地に関しては、隣接する方に取得頂くことも想定される。長期的な時間をかければ、燃えにくいまちになると思う。
- ：各建物の建替え時期に狭あい道路が解消されるとのことであるが、受け身と感ずるので、法の整備をするべきだ。
- ：建築安全課で行っている狭あい道路の拡幅整備は、建替えに伴って広がっていく。市が用地買収し拡幅する手法ではなく、建築前の協議により後退用地を市へ寄附していただくようお願いをし、幅員4mが確保された安全な道路の整備を目指している。
- ：芝樋ノ爪小学校の裏にも2項道路がある。暗くて危険なため、事件が起きる前に対策があると良い。
- ：狭あい道路の拡幅整備は、全国的な課題である。何か有効な施策はないのか。
- ：全国で比較すると、川口市の取り組みは先進的と言える。なお、どこの自治体も類似の課題を抱えている。後退用地は、寄附をしないと見た目の道路用地が拡がらない。市は、幅員4m全てを管理したい。現在は手探りの段階であるのご認識頂きたい。
- ：狭あい道路がクネクネと曲がっていると、危険である。安心安全に暮らすには、適切な道路は欠かせない。狭あい道路を拡幅する良い知恵があると良い。
- ：昨今は、通り魔事件が多くなっていることも踏まえるべきだ。
- ：狭あい道路に防犯カメラが設置されるべきだ。
- ：配布資料に掲載されている狭あい道路には、防犯カメラは設置されていない。
- ：防犯カメラの設置は、町会が行うしかない。
- ：防犯灯や防犯カメラの設置が促進されるよう、市から町会に助成されると良い。事前に対策がされると良い。なお、LEDライトによる防犯灯は、耐用年数が長い。
- ：LEDライトの設置に対しても助成されると良い。
- ：配布資料に掲載されている狭あい道路には、小学校の持久走のルートとなっていた箇所もある。子どもたちのためにも拡幅してほしい。
- ：道が広がるだけでなく、明るい道とし、快適な環境にしてほしい。
- ：当地区は一方通行が多く、迷路みたいだ。

【今後の予定について】

※特になし

4) 閉会

以上